

## 所得拡大促進税制はどのように改正されたの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。わが社の令和元年8月決算においてはどのような点に注意が必要ですか。賃上げしましたので、適用できるといいのですが。



リサ

リサさんの会社は前期の決算でもこの所得拡大促進税制の適用を受けていましたね。リサさんの会社は資本金が1,000万円の中小企業者になりますので、中小企業者が適用する際の主な改正点を3つ紹介します。

1つ目は、適用要件として、基準年度(平成24年度)と適用年度の給与総額を比較して、一定割合増加していることとされていましたが、この要件は廃止されました。具体的にリサさんの会社では、前期の平成30年8月決算での適用の際には、基準年度である平成25年8月決算の給与総額と比較していましたが、この比較が不要となりました。

2つ目も適用要件ですが、平均給与等支給額が前年度を超えていることとされていたものが、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していることに改められました。

3つ目は、税額控除割合が原則として基準年度からの給与総額の増加額の10%とされていたものが、前年度からの給与総額の増加額の15%とされました。更に、教育訓練費が増加しているなど一定の場合には10%上乘せされて25%となります。

ただし、これら改正後の所得拡大促進税制は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。なお、控除限度額は、調整前法人税額の20%となっていますので、改正はありません。



サキ先生

継続雇用者の考え方は従来のままですか。



リサ

継続雇用者の定義も見直され、継続雇用者の把握が簡素化されました。

具体的には前年度と適用年度の全ての月分で給与等の支給を受けた国内雇用者で、かつ、雇用保険の一般被保険者であって、いわゆる継続雇用制度に基づき雇用される方に該当しない方が対象です。

リサさんの会社では、平成29年9月から平成30年8月まで、更に平成30年9月から令和元年8月までの間、全ての月分で給与の支給を受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者が対象になります。



サキ先生

シンプルになったようですね。前期の決算では継続雇用者の把握が面倒でした。



リサ

そうですね、改正前は前年度の途中で入社した方や、適用年度の途中で退職した方など、前年度と適用年度でそれぞれ給与等の支給がある国内雇用者も対象としていましたので、把握が少し面倒でした。



サキ先生

継続雇用者の把握が簡素化されたようですので、多くの企業で適用できるといいですね



リサ

### 《筆者紹介》

野川悟志(のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「税務調査に活かす 図解トレーニング」(大蔵財務協会)など。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索